## 規則

布 学校職 する。 員 0 期 末手当及び勤勉手当に関する規則  $\mathcal{O}$ \_ 部 を改正す る規則をここに 公

平成三十年十二月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

## 埼玉県教育委員会規則第十一号

第 委員会規則第四号) 学校職員の 学校職員 期末手当及び勤勉手当に  $\mathcal{O}$ 期末手当及び勤勉手当に関する規則  $\mathcal{O}$ 一部を次のように改正する。 関 ける規 則  $\mathcal{O}$ (昭和三十九年埼玉県教育 部 を改正する規則

分 「百分の の二百三十」に、 第十四条中 百十 五 「百分の百八十」を「百分の に改 「百分の が る。 八十五」を「百分の 百九十」に、 九十五」に、 百百 分 0 二百二十」 「百分の百五」 を 百百 を

第二条 る。 学校職員の 期末手当及び 勤勉手当に 関する規 則  $\mathcal{O}$ 部を次  $\mathcal{O}$ ように 改 正 す

五 を 百分の二百二十五」 第十 兀 百百 条中 分 の百十」 百百 分の に、 百九 に改める。 「百分の九十五」 十」を 百 分  $\mathcal{O}$ 百 を 八 + 「百分の九十」に、 五. \_ に、 百百 分の 二百三十 「百分の百十 」 を

附則

- 1 月 日  $\mathcal{O}$ カュ 5 則 施 は、 行 する 公布  $\mathcal{O}$ 日 カュ 5 施行 ·する。 ただし、 第二条 の規定は平成三十一 年四
- 2 +四条 第 条  $\mathcal{O}$ 規定は、  $\mathcal{O}$ 規 定による改正後 平 成 三十 年 十二月  $\mathcal{O}$ 学 校 職員 日 カュ  $\mathcal{O}$ 期 ら適用する。 末手当及び勤 勉手当に 関 す る 規 則 第